

令和8年第2回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和8年3月6日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 三瓶賢一	2番 欠 番	3番 渡邊初治
4番 菅原貴子	5番 渡邊啓子	6番 斎藤信一
7番 松本昇	8番 本多保夫	9番 佐原佐百合
10番 須藤軍蔵	11番 武田悦子	12番 館下憲一

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山利一	副 村 長	武田正男
教 育 長	渡辺敏弘	総 務 部 長	橋本哲夫
住民福祉部長兼 福祉課長	安田春好	産業建設部長	渡辺雅彦
教 育 部 長	後藤隆	総 務 課 長	鈴木真一
企画財政課長	渡辺一樹	税 務 課 長	三瓶隆弘
住民生活課長	安田敏	保 健 課 長	町田弘江
産 業 課 長	藤田良男	建 設 課 長	遠藤義紀
参 事 兼 都市計画課長	杉原仁	参 事 兼 上下水道課長	伊藤寿夫
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	菊地美和	教 育 総 務 課 長	鈴木裕也
生涯学習課長	田辺将裕	農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐藤雅俊

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第 3号 おおたまみらい人材定着奨学金基金条例の制定について

議案第 4号 大玉村手話言語条例の制定について

議案第 5号 大玉村工場等立地促進条例の制定について

議案第 6号 大玉村行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第10号 大玉村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、佐藤光一郎、牧野敏雄

一般質問者目次

1.	7番	松本昇	P.107～
2.	8番	本多保夫	P.113～
3.	9番	佐原佐百合	P.120～

会 議 の 経 過

○議長（館下憲一） おはようございます。ご苦勞さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を議会事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は11名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、教育総務課長、鈴木裕也君から欠席する旨届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 本日、傍聴に、松井登喜也さんほか1名の方がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第1、一般質問を行います。

7番松本昇君より通告がありました「国際交流事業の結果と今後の交流について」ほか1件の質問を許します。7番。

○7番（松本 昇） 7番松本昇です。

さきに通告した2件について、議長の許可を得ましたので、質問いたします。

まず1番目に、国際交流事業の結果、経過ですか、今後の交流についてを伺いたいと思います。

台湾の大竹国民中学とペルー共和国マチュピチュとの交流で多くの実績を上げた、大玉村に多大なる効果をもたらしているところではありますが、交流に対しての考えを変えていくことも大事と思い、次の3点について伺います。

（1）として、現在、台湾にある大竹国民中学と交流をしてきたところではありますが、何年間実施しているのかについてまず伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 総務課長。

○総務課長（鈴木真一） 7番議員さんにお答えいたします。

台湾の大竹国民中学とは2015年から交流をしております、今年で11年目ということになります。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 7番。

○7番（松本 昇） ありがとうございます。

11年、長い間交流しているわけですが、その間にホームステイの受入れに対して何か問題等がなかったのか、あるのかについて伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 総務課長。

○総務課長（鈴木真一） 7番議員さんにお答えいたします。

ホームステイにつきましては、特段大きな課題というのは把握しておりませんが、毎年、受け入れていただける世帯を探すのに苦労しているというところはございます。以上でございます。

○議長（館下憲一） 7番。

○7番（松本 昇） 多分そういうことがあるのかなとは想像はしておりましたが、これは中学2年生ですよ、やっているのは。

これは、希望者なのか、それとも学校で選抜するんだか、村で選抜するんだか、そこら、ちょっとまだ分かっていなかったんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（館下憲一） 総務課長。

○総務課長（鈴木真一） 7番議員さんにお答えいたします。

今ほどのご質問ですが、募集を募りまして希望者を選定しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 7番。

○7番（松本 昇） ありがとうございます。

希望者という、希望者だから優先的にそれはなるんですけども、これはちょっと考えを変えて、中学2年生あたりが、今は海外旅行という、そういうあれは、ほかではやっているか何だか分からないんですが、大玉村として、県内いち早く海外の修学旅行なんていう、村では考えているのでしょうか。あれば。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 7番議員さんにお答えいたします。

今は、2年生、希望者全員を派遣しております。

過去に、数年前に、学校のほうに修学旅行で取り組んではどうかという提案をして、今、国内の修学旅行をやっている分、不足分は村のほうで一部持つというようなことでも提案はさせていただきましたが、やはり学校としては、現時点では国内の修学旅行を優先してやりたいということで、将来的には協議をしながら、できれば全員が海外に行ければいいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） 7番。

○7番（松本 昇） 俺もそれは思っていたんですが、やっぱり中学生は、今、国内は大体、東京とか京都とか、あっちのほうへ皆誰でも行かれるような時代ですので、やっぱり大玉村が先駆けて、県内一番早く中学生の海外旅行とか、そういうあれで、今、村長の前向きな答弁がありましたので、それに期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に、（2）として、マチュピチュとの学生による交流の考えを伺います。

さきに村長は学生による交流を考えているというような発言があったような記憶が

あります。それで、気圧や生活水準が全く違う環境の中で得るものがあるのか、また、経費的にも大変であり、健康的にも大変なことと思うが、実施する考えに変わりはないのかについて伺います。また、あるというか、やるとすれば、いつ頃を考えているのかについて伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

既に、副村長を団長として、中学生と高校生、あと一般の方をマチュピチュに8年前に派遣をしております。

結果、10周年のときに、その行ってきた中学生が今、大学生になっています。その子どもたちも含めてシンポジウムで意見を聞きました結果、非常に自分の人生の中で人生観が変わったと、非常に何事にも前向きに取り組むことができるようになったというような、4人のうち3名が出席しましたが、異口同音に同じような感想を述べられましたので、これは非常に、その時期の、こういう世界遺産、そして村の交流をしている地域に派遣するというのは非常に意義があるなというふうに考えておりますので、もう一度、中学生を、もしくは高校生併せて派遣できないかということで、今これは検討をしております。

いつ派遣するかについては、財源の確保、東京の自治体国際化協会という国の外郭団体がありまして、俗称CLAIRという組織がありまして、そこで補助金がないかどうかということで、既に東京のほうに行って交渉をしまいでまして、半分までは出ると、2分の1は出るということまではいっていますので、もう少し補助金を確保できないかということで、今検討して探しているところです。できれば75%ぐらい補助が見つかればいいなど。残りについては、ふるさと納税の趣旨である子どもたちの大玉村の国際交流ということで寄附をいただいておりますので、それを充てていきたいなど。

ですから、いつできるのかと、早ければ来年、もしくは再来年あたりをできればいいなということで、今検討中でございます。

以上です。

○議長（館下憲一） 7番。

○7番（松本 昇） 今、村長から前向きな答弁をいただきました。

そのシンポジウムするとき、俺も参加して、そのマチュピチュに行った高校生、中学生の話聞いて、これはいいことだなというふうに感じました。

今すぐとは言えないということですので、村長自ら動いて、やっぱり国の助成金、補助金をもらって、そしてやっぱり若い人たちに一人でも多くそういういい体験をさせるのが村の務めだと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。村からはなるべく出費しないような、そういうような方向で進めてもらえればありがたいです。

次に、（3）として、故野内与吉氏のプレート等設置に対して参加した人数及び設置のための経費について伺います。

ちょっと細くなるかもしれませんが、これは県の補助金額は幾らぐらい出たのか。それから、村からの持ち出し金額、派遣するのに村からの1,300万円の助成は議会で承認しましたが、その後のあれがちょっと不明なので、こういう質問をいたします。村からの持ち出し金額、それにプレート設置基礎工事で、それに対して村から何人か派遣したようですが、その経費とか、あと村主催の晩さん会の費用、回数ですね、そういうあれに、前回も、村長さん、議長と、あともう一人だけ、野内さんですか、日本の伝統ある衣装でマチュピチュでやってきましたが、今回もその衣装で参加したようですが、それは自前だったのか、レンタルだったのか、ちょっと細過ぎるけれども、そういうあれで、自前だったらこれは結構ですが、この質問については、多くの村民の声と考えると、詳細にお願いしたいと思います。

何でこういうことをやらなきゃならないかという、みんなに聞かれるんですよ。いや、マチュピチュで大したものだったねと、何ぼかかったんだいというようなことが、あっちこっちから責められて、本当は12月にやらなきゃならなかったんだけど、ちょっとちゅうちょして、やっぱりやらなきゃならないのかということで今回の質問になりました。よろしくお願いします。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 7番議員さんにお答えいたします。

まずは、参加人数でございますが、公式訪問団員9名、それから一般訪問団員13名、合わせて22名です。

まず、費用に関する面でございますが、渡航に要する旅行者に対する委託料としまして、予算額、先ほど議員からもありましたとおり、1,300万円に対しまして116万9,000円減の1,183万円となっているところでございます。

なお、その他もろもろの経費を含めまして、現在、県に対し補助金の申請を行っているところであり、補助対象経費の4分の3に当たる補助金、金額にしますと975万円と見込んでおりますが、交付の見込みとなっているところでございます。

こうした事業の内容につきましては、事業年度がまだ過ぎておりませんので、最終的な決算につきましては、9月の議会で決算としてお示ししたいと考えておりますが、その他ご質問のありました晩さん会に関しましては4回ほど、1回はマチュピチュ村の主催ということでしたので、4回ほど開催しております。4回でかかった費用のトータルで申し上げますと、78万9,000円ほどになっております。

また、衣装の件につきましては、こちらはマチュピチュとの交流、今回の式典に係る経費ということでございますので、村の一般会計のほうから支出をしております。

それから、すみません、戻ってしまって申し訳ないですが、今回、渡航に際し要した経費の中で、村の持ち出し分という部分のご質問ございましたが、その部分に関しましては、概算で347万4,000円ほどが村で負担した経費と、補助金を差し引いた分ということになってございます。

あと、プレートの、今回、クラウドファンディングを利用してプレートを設置して、

事前に委員の方を派遣したり、そういった費用につきましては、こちらの村の一般会計とはまた別の会計で実施しておる関係上、こちらにつきましては総務課長のほうから答弁をいたします。

○議長（館下憲一） 総務課長。

○総務課長（鈴木真一） 7番議員さんにお答えいたします。

今ほど部長のほうから話がありましたプレート制作実行委員会、クラウドファンディング等で集めた資金を使ってプレート等制作した事業の中で、人員の派遣に関する費用のご質問だったかと思いますが、こちらはプレート制作実行委員会の中で2名ほど事前に派遣をさせていただいて、そちらの経費が2人合わせて113万円程度ということになってございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 7番。

○7番（松本 昇） 計算する余裕がないので、大方の金額は示してもらいましたが、とにかく皆さん、村民も関心を持っておりますので、丁寧な報告をいただきました。ありがとうございます。これ、やはり、ちょっと歯抜けて息抜けてしまって申し訳ないですが、村民に責められて、何人かにこれはやれよと言われましたので、ある程度のことは村民に伝えたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

次に、2番として、稲作農家に対しての苗箱補助について伺っていきたいと思います。

昨日の一般質問の中でも質問ありましたが、私は私なりの質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

玉井農協時代からの農協苗を利用して米作りをしてきた農家には、JAが玉井育苗センターの撤退、農業振興公社も手を出さない状況であることから伺いたいと思います。

まず、(1)として、今まで農協苗を利用してきた方に対しての村の補助金はどのような形で出すのか、予定を伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 7番議員さんにお答えいたします。

令和8年におきまして、農協から苗を購入する場合、硬化苗にしまして300円、芽出し苗につきましては150円の補助をすることとしてございます。

方法につきましては、農家の皆さんが苗を購入する時点で補助額分を差し引いた金額で購入していただきまして、その後、農協へは差額分を補助金として支払う方式で今のところ協議しているところでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 7番。

○7番（松本 昇） そうすると、総額で幾らぐらいになるんでしょうか。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 7番議員さんにお答えいたします。

申込枚数が7,000枚弱だったと思いますので、それに単純に300円掛けますと大体210万円程度かなというふうに見込んでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 7番。

○7番（松本 昇） ありがとうございます。

そして、この補助のことなんですが、この話は村から出たのか、出したのか、補助出しますよとか。あと、それでなかったら、JAから話が出たのかについても伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 7番議員さんにお答えいたします。

育苗センターを玉井のほうで閉めることになるということで、農協さんのほうからご相談ございました。それがなくなってしまうと、今、農協さんから苗を買って農業を続けている農家さんのほうに大変ご負担ありますし、それを機に農業やめてしまうなんていうことも懸念されましたので、何とか継続をお願いしたのは、こちらからもお願いしておりました。

それで、農協さんのほうで福島市でということになりまして、そうしますと輸送代が今度付き物になってきまして販売価格が高くなってしまいますので、その辺を何とか幾らかでも補助できないかということで、農協さんのほうからご相談受けまして、今回そうした形で補助を出すということで決定しているところでございます。

以上です。

○議長（館下憲一） 7番。

○7番（松本 昇） 丁寧な説明ありがとうございました。

やはり農家を、大玉村は米作地帯なので、やっぱり村が本気になって農家に支援していくのは、これ当然だと思いますので、正確な判断だと思います。ありがとうございます。

では、（2）、最後になりますが、自分で苗を作っている米作農業者への補助体制の考えを伺いたいと思います。

まず、自分で苗を作って米作りしている農家にも何らかの補助を考えるべきと思うが、何もないとすれば、これは米農家からの反発が考えられますが、村の考えを伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 7番議員さんにお答えいたします。

昨日も答弁したとおりでございます。今回の補助につきましては、農協さんから購入する際に輸送分として値上がりした分を補助するといったものでございます。

自家育苗している農家さんに対しましては、取りあえず現況変わらないということで、今のところ補助の考えは持っておりませんが、昨日申しましたとおり、物価高騰等、あと燃料高騰等また見えておりますので、現社会情勢注視しながら必要に

応じて支援体制を取ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 7番。

○7番（松本 昇） ありがとうございます。

片方に出して、片方に出さないというのは、これ不公平ですので、適切な判断と実行を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（館下憲一） 以上で、7番松本昇君の一般質問を打ち切ります。

8番本多保夫君より通告がありました「令和8年も地球温暖化が予測されるが農家への指導対策について」ほか1件の質問を許します。8番。

○8番（本多保夫） 8番本多保夫です。

さきに通告しておりました2件について、議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

この1番目に申しあげました地球温暖化、要は米価、そういったものについては、昨日は11番議員、今日は7番議員が関連したような質問をしておりますので、ダブる場合もございますが、あらかじめご了承願いたいと思います。

まず、今年の米価は、米不足により高値での販売となっております。今年は地球温暖化または水不足、皆さんご承知のように、例年になく今年は雪不足ということで、水不足が懸念されるところでございます。それによる不作が心配されるところでございます。その観点から伺っていきたいと思います。

1番目に、県では県独自開発による福島59号を奨励品種として採用すると言っておりますが、村に対してこの59号に対して何らかの問合せがあったかどうかまず伺っておきたいと思います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

県が開発しました福島59号は、令和8年2月に県の奨励品種に採用されました。令和10年からの一般栽培を目指している品種であることと認識してございますけれども、報道発表以外の情報につきましては、現時点では村に情報は入ってきておりません。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 8番。

○8番（本多保夫） ありがとうございました。

まだ先のように、福島59号というのは、まだネーミングも確定していないという段階でございますが、新聞報道等によりますと、かなり粒が大きく、乳白にも耐えられる、暑さにも耐えられると、そういった品種を開発したんだという内容で新聞報道にありました。

我が大玉村は、あだたらの恵といういい品種で今販売に至っているわけですが、この59号、あえて59号と言わせていただきますが、これが村でも当然作るようになるというように思われますが、そういった場合、一番最初の取組として、どなたに試

験的な栽培を依頼する考えをお持ちか伺います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

福島59号につきましては、こういった形でその生産、作付を行っていくかというところまでは、まだ県のほうから方針も届いてございません。

もし、福、笑いのような形で募集を募ってということでしたら、こちらのほうとしましては、やはり農業者さんのほうに情報提供いたしまして、そこから応募される方と県とのほうをつなぐパイプ的な役目になるのかなというふうには思っておりますけれども、ただ、こういった方法でその生産者を募るかというところが明確に見えてこない、うちのほうも何とも、今のところは動きづらいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 8番。

○8番（本多保夫） ありがとうございます。

なぜ今このような質問をしたかということ、前に、部長がおっしゃいましたように、福、笑い、この製作に当たっては、これ限定されたわけなんです、その耕作者選定に当たっては、大分反発が来ているというような話を伺っております。

これ、耕作者を選定する基準とか、そういったものを村当局としては何かお持ちなのかどうか伺っておきます。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

あくまで県の奨励品種でございます。そういった部分に関しても、県のほうで方針は決めていただけるのかと思っております。それに基づきまして、その条件で村のほうで情報発信をいたしまして、応募される方に情報提供していくというような形になるのかというふうに思っておりますので、村としてこういった条件ということは申し上げることはできません。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 8番。

○8番（本多保夫） これ、この質問だけは村長さんの回答をいただきたいんですが、今、大玉にあるあだたらの恵ですか、ブランド米、そういった場合、新しい品種が出て今のような状況で作った場合、中身を変える可能性としては、村長の考えとしてはあるのかどうか伺っておきます。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えします。

福、笑いについては、全て県が基準を決めて、GAPを認定しないと駄目だとかということですから、誰でも作らせるということではなかったのは県の方針ですから、村のほうでそれを変えることはできないと。ですから、作りたいという方がいても、県の基準に合わないとは作れないと。これはやむを得ないと。村がタッチできない部分

になります。

今回の場合には、福、笑いがあって、それに今度、暑さに強いものが出てくるということなので、県のほうでどういう条件をつけてくるかが分かりません、今のところは。ただ、まだ県のほうでも決まっていないと思いますから、みどり認定とか、それからあとGAPとか、いろいろそういう資格のある団体もしくは個人に作らせるとか、そういう条件は多分出てくると思いますので。

あだたらの恵、コシヒカリは誰でも作れる。大玉村の米の、昨日言った基幹、フラッグシップ米と、そういうことのものなので、立ち位置がまるで違いますので、これについては、特別、暑さに強い福島59号と競合するものではないと。実際、59号がどういうふうに、先ほど言ったように、進んでいくのかということは県のほうから何も示されておられませんので、示された時点で対応しますが、競合しないというふうに考えています。

以上です。

○議長（館下憲一） 8番。

○8番（本多保夫） ありがとうございます。

これからますます地球温暖化によって、また県でもこの59号以外に新しい品種を開発しますよと言っていますので、これまたすぐ変わってくるのかなとは思いますが、それはそれでやむを得ないんだろうなと思います。

あと1点、今では去年ですか、東京のほうに村長はじめ行っての米の販売をしてきたようですが、食味も大分いいものだったということで行ったようなんです、非常に評判が悪かったと、売れなかったということですね、とは聞いていますが、その販売価格にも若干問題、5キロで6,000円と言っていましたか。私が間違っていましたら訂正しますけれども、そのようにお聞きしております。これ、新潟の魚沼産とかであれば、ある程度知名度がありますから、その辺は一般の消費者も理解できると思いますが、いきなり大玉産の米ですよと言っても、なかなか、はい、きたとは売れないと思いますが、実際のところ、今回の評判はどうだったんでしょうか、できればお伺いします。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えします。

東京行ったのは、販売じゃなくてPRに行ったんです。米を扱っている業者、マスコミ、そういう人たちにかかなりの人数集まっていたいて、大玉村でこういう米を今度作って販売しますよという発表とPRに行ったので、販売ではないので、その時点では非常においしいという高評価を受けて帰ってきたということです。

以上です。

○議長（館下憲一） 8番。

○8番（本多保夫） ありがとうございます。

認定農業者、生産法人等々が一生懸命新しい米作り、ブランド品として作っているわけですが、では、これは一切販売はしなかったということでもよろしいんですね。

そうしますと、何俵かそのために作ったはずなんですよね。振興公社にも冷蔵庫を設けたわけですから、今現在、その販売のため、PRのために在庫しているのは何袋ぐらいお持ちか、お願いします。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

東京でのPR活動につきましては、確かに販売はしてございませんけれども、その後、やはりこちらの地域でもまだまだ、あだたらの恵、ブランド米というものが浸透されていなかったというところで、特売という形で直売所であったりというところで販売は幾らかしてございます。

あとは、ふるさと納税のほうで返礼品として取り扱うこととしておりますけれども、現在の在庫の数量でございますけれども、約3トンほどまだ残っているということでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 8番。

○8番（本多保夫） まだ3トンからの米が残っているということで、これがいいのか悪いのかは判断しづらいところでありますが、これから返礼品及び直売所等で販売していくんだということなので、大いに期待して、次の質問に入らせていただきます。

2番として、スクールバス関係についてお伺いします。

私から見ますと、毎回がらがらの子どもたち乗っているスクールバスが運行されておりますが、これは3キロ以上の子どもたちが乗るという規程があります。この規程はいつからつくられたのか、お願いします。

○議長（館下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 8番議員さんの質問にお答えいたします。

大玉村スクールバス使用料に関する条例に基づいて、大玉村スクールバス運行規程がございます。こちらにつきましては、平成18年7月1日から施行してございます。以上です。

○議長（館下憲一） 8番。

○8番（本多保夫） 平成18年からだということで、3キロ以上でなければ子どもたちは乗ることができなかったということがありますが、この間に私も何回か質問させていただきました。スクールバス関係の見直しをお願いしたところですが、全く、検討しますという回答だけであって、実質、何の変わりもないと。

この申入れに対して、検討なり、委員会を開いて討議、討論した経緯があるのかどうか伺っていきます。

○議長（館下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 8番議員さんに再度お答えいたします。

こちらの運行規程でございますが、運行規程については18年以降見直しは行っておりませんが、関係者、運転手さん、あと担当のほうということで打合せをしております、毎年、子どもさんたち、乗る方が変わりますので、事前に、8年度であれば

今の時期、2月、3月に運行ルートを決めたりということで見直しは図ってごさいます。

○議長（館下憲一） 8番。

○8番（本多保夫） この規程の見直しは、運転手さんそのものとの相談事ではなく、委員会なり教育委員会で当然話し合うものであって、運転手さんと話しても何の意味もない。規程をまず変えないことには中身は変わってこない。

3キロ以上じゃないと乗れませんよと、それを例えば2キロにしましょうか、2.5キロにしましょうか。それによって状況がまた変わってくるわけですから、乗れなくて困っている子どもさんたちもいます。父兄もいます。

これは、私がこの質問をするというのは、父兄さんのほうから大分そういう話が出てきていて、村の決め事ですから私の判断ではどうにもいかないんですと、一応聞きますけれども、答えとしては検討しますで終わるんじゃないんでしょうかねという返事は差し上げました。

いまだかつて、まだ検討はしていないというような内容かと、今、部長の話ではそういうふうに取りることができます。

今の時期に、今は鳥獣ですか、出て、大変困っているような状況。令和8年度の基本方針にも、こういった鳥獣災害とか、そういったものは、教育委員会にしては危険性というのは一言もうたっていません。全然それは考えていないということです。その1行があることによって、私たちも本気度というものは理解できるんですが、どうしてこの運行規程を変えるというようなことができないのか、やる気があるのかないのか、これは教育長さんにお聞きしたいと思います。

○議長（館下憲一） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

この規程については、実際、教育委員会の内部で検討は何度もしています。

距離を縮めた場合に、バスの座席数、台数、そういったことが対応可能なのかどうか、あとは運行の時間がありますので、最初に乗ったお子さんが例えば1時間以上もバスに乗ったままにいるような状況というのはちょっと望ましくないというようなことも考えて、その中で検討してきています。

実際、乗車される子どもさんが徐々に減ってくるようになってくれば、距離を、例えば、議員おっしゃったように、2.5キロに縮めるとか、2キロに縮めるということは、変更する気がないわけでは全くありませんので、そこは引き続き考えさせていただきたいと思っておりますけれども、ただ一方では、子どもたち、体力の問題もありますし、あるいは自ら危険に対処して自ら命を守っていくという行動、そういったことができるようになることもまた子どもたちの育ちの中で大事だというふうに考えておりますので、そういったところの両面から今後も検討を続けさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） 8番。

○8番（本多保夫） ありがとうございます。

この運行規程、見直しをしようとした考えを持ったことはあるのかどうか、私が今言いましたように、3キロじゃなく、例えば2キロ、2.5キロにした場合、乗車率どれぐらいになるのか、そういったものを出した経緯があるかどうか伺います。

○議長（館下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 8番議員さんにお答えいたします。

乗車率ということでしたが、先ほども申しましたとおり、毎年、子どもたちの人数、住んでいる地域が違いますので、乗車率は毎回変わります。ただ、乗車率ということ考えますと、朝の登校時には乗車率が高いですが、帰りの運行につきましては、現在、放課後児童クラブに行く方がいるので、乗っている方が少ないということありますので、乗車率は低いと考えております。

運用の見直しということで、やっていないとちょっと私は言ったんですが、規程上は見直しておりませんが、運用ということで、キロについて、厳密に3キロ以下の方を乗せていないということではございません。地域によっては、3キロ未満の方も同じ登校班であればもちろん乗っていますしということで、見直してはおりますが、規程として改定はしていないという回答だったので、そちらについては訂正させていただきたいと思います。

教育長が申しましたとおり、それぞれ年度によって運行状況は違います。現在6台のバスを運行していますが、朝の始発の時間、6時半に運転手さんは準備して、一番早いところで7時23分に乗ります。運行ルートを広げた場合には距離が伸びますので、子どもたち、始発の方、7時、早くなれば6時台にもしかすると乗らなくてはならないと考えますと、乗車時間がかかなり長くなるというようなことを総合的に考えまして、現在乗っている方は少ないというふうに見られますが、運行経路については子どもたちの乗る場所によって変えてはございますが、運行規程自体は見直しはしていないという状況でございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（館下憲一） 8番。

○8番（本多保夫） ありがとうございます。

この運行規程、なぜ聞くかということ、今は鳥獣が出て大変な現状にあります。これも町場であっても山間部であっても出ています、今。昨日あたりも、福島市内では熊が出ています。本来、熊はまだ寝ていなくちゃならない時期なんです、そういった危険性を伴っているから、私は、距離の変更、規程を変更できないかと、そういう観点から教育委員会のほうにお聞きしているわけでありまして、子どもたちのために、子どもの命を守るという観点からいうと、こういった規程はすぐに変えていくべきであって、また今の鳥獣騒ぎをしているときにはそれなりの対応をして、地元のためにやらないと子どもたちの安全性は守れない。命を守るのにはそういったものが大事ではないかと思うから、私はあえて本日質問させていただきました。

教育長さんにも何回か口では言っています。一般質問じゃなく口頭でお願いした経

緯もございました。でも、検討します、それで今まで終わっていましたので、本日も一般質問という形でお聞きしているわけです。

これが条例が絡む料金とか何かであれば、また違ってくるとは思いますが、これは規程ですから変えることは可能なんです。すぐにできるはずなんです。そういったものをなぜやらないのか、それをお聞きしたかったんです。再度お伺いします。

○議長（館下憲一） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8番議員さんに再度お答えをいたします。

今ほど議員さんおっしゃったように、熊の出没というのは、必ずしも山間部だからとか平地だからどうのというのが今どんどんなくなってきています。そういった基準から考えると、この規程を見直して距離を短くしたとしても、結果的には同じことになります。極端に言えば、誰でも乗れるという形にでもしなければ、議員おっしゃるような対応はできないのかなと。

それはちょっと私として現実的ではないと思っていますし、繰り返しになりますけれども、やっぱりある程度危険性のあることがあったとしても、そこは本人たちにも危険を回避しながら登校できるという力も必要だと思いますし、またさらには、地域の皆さんに、やっぱりそこは見守りのご協力はお願いしないといけないなというふうに思っているところなので、このバスの距離の見直しだけで対応できるものではないので、そのほかの対応も含めながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（館下憲一） 8番。

○8番（本多保夫） ありがとうございます。

なかなか難しいと、結論的に言いますとそういうことになります。

今、村は人口が増えています。当然、子どもたちも増えてくるはずですが、安心できる村だからこそ移住してくるわけですから、人口増えているわけです。にもかかわらず、例えばちょっと3キロ以上のところにうちを造った。子どもがいる。3キロ以上であれば、ある程度の身の確保はできるんですね、安全性からいくと。でも、その手前、例えば2.5キロのところを造って、危険だよと思っても、一応規程があるんだと、そういうわけですから、なかなか難しい。検討しますよと、恐らくそうなるでしょう。

でも、そういう問題じゃなく、せつかく来てくれてやっても、村が、教育委員会が対応してくれなければ、皆さん、何だと、話が違うんじゃないかと、子どもの安全性を第一に考えてくれというのが、これ、親だと思うんです。

まして、今の若い人たちが大玉村に移住してくれば、結局うちを造るのに対しても、恐らくローンを組むはずですが、共稼ぎが必要になってくる。そうすれば、朝はぎりぎり、帰りはまずなかなか難しい。迎えに行くとか、バス停で待っているとかがというのはなかなか難しい。これ、前から大玉村に住んでいる人、これ、じいちゃん、ばあちゃんいればお願いできるからいいんですけども、若い人たち、せつかく移住して人口が増えている。

そういった安全性面を考えれば、もう少し考える余地はあるんじゃないかと思いま

すので、その辺を考えていただいて、この運行規程、その見直しを図っていただければと思います。

なるべく皆さんの、住民に寄り添った教育委員会であるようにご祈念申して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（館下憲一） 以上で、8番本多保夫君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時10分といたします。

（午前10時54分）

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 9番佐原佐百合君より通告がありました「公共交通の検証と改善について」ほか1件の質問を許します。9番。

○9番（佐原佐百合） 9番佐原佐百合です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件について一般質問を行います。初めに、公共交通の検証と改善について伺います。

住民の生活や通勤通学に欠かせない公共交通について、改善が図られている一方で、新たな課題も見受けられます。利用実態を丁寧に検証し、より使いやすく持続可能な公共交通へと発展させていくことが大切であると考え、質問いたします。

まず初めに、デマンドタクシーは、令和6年12月からウェブアプリや電話で当日予約が可能となり、利便性の向上が図られました。利用状況の変化や効果をどのように分析しているのか伺います。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

令和6年12月17日から、アプリによる予約開始と同時に、従来の時刻表があるセミデマンド方式から、利用者が自由に時間を予約できるフルデマンド方式へ移行いたしました。これに伴いまして、令和7年4月から本年1月末現在の利用者数は4,912人で、昨年の同時期と比べますと616人の増と、利用の増加が図られております。

こうしたことから、一定の効果があったものというように認識しております。

以上です。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） ウェブアプリの利用であったり当日予約が一定の効果をもたらしたというふうに今受け止めました。

では、現時点で把握しているデマンドタクシーの課題と、その改善に向けて検討している内容があれば伺います。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

昨年の3月下旬に利用者へのアンケート調査を実施しました。その結果、78.2%の方が現状に「満足」もしくは「やや満足」との回答が得られたところです。その理由としましては、スマートフォンでの予約ができるからといった回答もありまして、アプリでの予約が徐々に浸透してきているというように感じてはおります。

ただ一方で、さきの質問者の答弁でもお答えしましたが、アプリの利用率は2割程度と少し低い状況があるというのが実態でございます。

また、アンケートの少数意見としまして、例えば、イベントに参加したいから休日についても運行してほしいなんていう少数意見もございました。

こういったことも踏まえまして、今後開催を予定しております公共交通会議において、そういった内容について検討していければというように考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 満足度が78.2%ということで、改善されたことで利用者の満足度が上がったんだと思います。

それ以外の課題として当局で把握しているのは、先ほどのイベントなどに参加したいので休日運行してほしいという以外には何も上がってきていないんですか。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

担当のほうに直接そういった声が上がってきているという状況はないわけですが、少しアプリそのものについて、もう少し利用しやすいような、そういった改善の余地はあるかというものは、ちょっと担当のほうで考えているところではございます。

以上です。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 職員さんのほうでも聞き取りであったりもしてもいいのかなとは思いますが、私が把握している範囲では、まず利用者の方から、今回、当日予約ができるようになってすごく助かりました、お礼言いたいですということは伺っております。本当にありがとうございました。

でも、病院に通院している方の声として、朝は予約できるんだけど、帰りは12時頃の予約がいっぱいで乗れないんだよねと、いっぱいと言われるから、乗れないから、午後1時まで病院で待って、それに乗るようにしているんですという声が上がりました。

私は単純に、いっぱい利用しているんだというふうに思ったんですけども、近い人、役場周辺の方々と、2,000円ぐらいだからタクシーで帰ろうとってタクシーで帰ってきているんです。でも、もうちょっと上の人たちは、やっぱり2,000円では帰ってこられないから、1時間なりその次のバスを待つんだという声がありました。

でも、もしかしたらその時間帯って、運転手さんのご飯の時間で1台になる可能性

ということはないのでしょうか。

○議長（館下憲一） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 9番議員さんにお答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、今現在2台でデマンドタクシーを運行しておりますが、2台同時に昼食ということはないにしろ、人間ですので、お昼ご飯は当然食べます。ですので、その交代制で1台というのもありますし、確かに、病院に朝は予約できますが、昼は病院の混み具合によっては予約できずにお昼になってしまうケースもあります。実際、間際の時間というのは予約できないと思うんですね。

今11時50分だから12時に予約しますといっても、予約の画面がクリックできないような状態になっていけば、いっぱいか、もしくは時間制限かですので、今現在に関しましては、申し訳ございませんが、その次の便、1時ですとか、そういった便を予約してもらおうほか、ちょっと方法ありませんので、ご了解いただきたいと思えます。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） お伺いした方は、アプリの利用ではなくて電話の方でした。

私もサービス業を長年やっておりました。利用時間帯が多いときは、お昼を、それ以外はすいているというか比較的少ないと聞いているので、その前後に交代で取るということは考えられないのかなど。サービス業と言っているのか分からないんですけども、やはり利用される方が我慢するのか、運転手さんが我慢、人間ではあるので、ご飯は食べますけれども、私もサービス業しているときは、2時とか11時とか時間をずらして食べていたときはあります。そういうことは検討できないのでしょうか。

○議長（館下憲一） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 9番議員さんに対してお答えいたします。

今のご質問なんですが、こちら運行事業者と協議して、今後、そういった声もありますということでお伝えしながら、改善の方向に向かって検討してまいりたいと思えます。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 私は初め、本当に純粋にいっぱいなんだなと思っていて、利用している方、言ってくださった方も、単純に、本当に利用者がいっぱいいるんだと思っています。なので、そこをもう一度、また、私は、別な方から、もしかしてそうじゃないかというお話も伺っていたので、きちっとそこは何回も検証していただいて、それで物事は進めていただきたいと思えます。私たちに言われたからすぐやるではなくて、一度きちっと検証してほしいと思っております。

それからあと、無料対象者となる方への周知なんですけれども、特に介護保険被保険者証等を持っている方の中には、無料でできると思っていない方もいると思えます。また、常に保険証って持っていないと思うんですが、そういう方への周知、もしくはそういう方からお金もらっちゃったみたいな例はないのでしょうか。

○議長（館下憲一） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 9 番議員さんにお答えいたします。

その介護認定者ですね、要支援から要介護5までありますが、そちらの方から料金を頂いてしまったということは、私のほうには情報は入ってきてございません。

周知の方法なんですけど、こちら、広報おおたまですとか、そういったものには随時載せてはおるんですが、周知不足という点もあるかも分かりませんので、要支援、要介護、福祉課と横のつながりを持って、認定された際にはそういったチラシを配るとか、そういった方法で改善してまいりたいと考えております。

○議長（館下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） 後で通勤通学バスのところで言おうと思っていたんですけども、忘れてしまうといけないので今言うんですが、デマンドについては、きちっと要支援、要介護、障害者は無料と書いてあります。デマンドのほうじゃなくて、通勤通学バスのホームページのチラシには障害者等とか要介護者等になっていて、要支援者が抜けているので、多分勘違いされている方もいらっしゃるかもしれない、分からないで払ってしまったという声もあったので、ぜひそこはもう一度きちっと見て調べて、やれることはやっていただきたいと思います。

それは、ごめんなさい、バスのほうでした。デマンドのほうはちゃんとなっていました。

それから、交通事情などにより間に合わなかった場合の対応はどうしているのかなと思って伺います。

電車に乗り遅れたと、ないと思うんですけども、今回ちょっと事例聞いたのは、同じたまたま電車だったと思います。本宮と杉田、両方に送迎があったらしくて、最初に本宮に行った。もしかしたら間に合わないかもしれないと思って、その方は本当は杉田から利用されたかったんですけども、本宮で降りたと。でも、全然、私的には間に合う時間だよなと思ったんですけども、そういうこともあったらしくて、そこはあったわけではないと思うんですけども、万が一、そういう運行のルートで電車に間に合わなかった場合と違って対応ってどうなるんですか。

○議長（館下憲一） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 9 番議員さんに対してお答えします。

電車に間に合わない、これ、通勤通学バス、デマンドタクシー。

デマンドタクシーですと、もちろん本宮駅も利用可ですし、杉田駅も利用可能となっております。その2台のデマンドタクシーがどちらに向かっているかというのは、杉田駅から予約があれば杉田駅に向かいますし、もう一台が本宮駅ではなくて柘記念病院ですとか、そういった方向に向かってしまえば、2台ともそちらの方角に向かってしまうという可能性もあるので、ですから、一概に間に合わなかった場合の対応というか、必ず1台は本宮、1台は二本松方面という指示は出してございません。ですから、これはあくまでも予約のあった何時何分に杉田駅、何時何分に本宮駅、こういった予約でデマンドタクシーは動いておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 多分ご自宅からだったと思われませんが、そこは今までそういう事例はなかったんだらうと思って、ただ、その方は自分で判断して、早いほうで降りられたというお話も聞きました。

それから、先ほどのアプリの改善、前回、委員会の中でも言ったと思うんですけども、アプリの空き、自分が入りたい時間を予約したら利用できないとなったので、またもう一回最初から戻る。またやって、これも駄目だ。多分、時間的に1時間と言っているけれども、もっと幅を取っているからだと思うんですけども、それよりは、ちょっとやっぱり一遍に5本なりの、何本か一遍に見られる状態にできないのかというお話もありました。

そういうところの検証もしてほしいし、あともう一個、前回もPLANT-5の乗り場のお話をしたと思うんですけども、いまだに直っていません。多分常連さんがそこから乗るから、もうそこになっていると思うんですが、アプリの乗車口はPLANTの南口になっています。でも、実際そこには止まらないんです。

電話で園芸側と言ってもらえるといいんだと。何か運転手さん責めているみたいで、すごく嫌なんですけれども、ここだけの話にしてください。園芸側と電話で言ってもらえるといいんだと言う。でも、それってアプリだから言えないんですよ。なので、きちっと、やっぱり初めて使う方とかはそこに書いてあるとおりに行くので、ぜひそこは見直しをして、私はPLANT-5しかちょっと気がついていないんですけども、ほかもちろんと指定の場所になっているのかというのも、1年たちますので、見直しして、チェックはしたほうがいいのかなと思います。

この件についてどうでしょうか。

○議長（館下憲一） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 9番議員さんにお答えいたします。

確かに、PLANT-5南口、過去にそういったことはありました。利用者の方から、そういったことがあったということは伺っております。

南か東かでしかないんですが、東にも2か所あって、その2か所の南なのか、本当の南、園芸側なのか、そういったことも考えられますので、こちらは運行事業者、こちらのほうと話し合いを持って、必ず乗り場というのはここなんだよということで、共通認識の下、利用者にも周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） もう定着しているのだから、事業者に変更させるんじゃなくて、アプリで場所を変えるってできないんですかね。そのほうが早い気がするんですけども。

○議長（館下憲一） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 9番議員さんにお答えいたします。

アプリの開発した業者、建設技術研究所という会社なんですけど、こちらのほうとち

よつと協議を持って、アプリのほう改善していく方向で進めさせていただければと思います。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 大変な方法じゃなく簡単にできる方法で、ぜひ改善はしていただきたいと思います。

次に、通勤通学バスですが、昨年4月に運行ルートの見直しが行われましたが、現在の利用状況と課題、今後どのように検証し、改善していくか伺います。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

通勤通学バスの大山線につきましては、昨年4月より実証運行を開始しておりますが、利用者が伸び悩んでいるという現状でございます。1日平均で朝便が2.3人、夕便に至りましては0.1人となっている状況です。

今後につきましても、広報の活用、それからこれ既に今年実施しましたが、来年高校へ進学する予定の子どもたち、保護者等に対して、今回は中学校を通してダイレクトメールを発送させていただきました。そのような形で周知徹底に努めまして、利用者の増加を目指してまいりたいというように考えております。

特に大山便の夕便、帰りの便ですね、利用者が著しく低いという状況にありますことから、これにつきましては、実質的にデマンドタクシーとの時間のダブリというか、時間帯が重なってしまうというような運行上のなかなか難しいハードルもございますが、そこら辺につきましても引き続き検討していければなというように考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 先ほどの利用状況というのは、大山と玉井合わせての人数ですか、大山だけでしたか。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

例として大山便のほうの利用状況を述べさせていただきました。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 部長も言いましたが、運行の時間帯というところも、大山便については帰りが少ないのかなというの、それは何か聞いていると、やっぱり部活やったり学校の時間がちょうど合わないということも伺いました。

ここはあまり関係ないのかもしれないんですが、毎日往復運賃400円は家計的には厳しいなと思うし、自分に子どもがいて、毎日400円を四五、2,000円、それが4週の8,000円かと思うと、どっちかしか乗らないのかなと思ったりもしました。

それから、暗いバス停で待っているなら、親さんが、バス停の近くに駐車場ないんですよね。だから、バス停で待っているんだったら駅に迎えに行っちゃえと思うのか、

あとは暗い中歩かせるのは、ちょっと女の子だったりすると大変かなと思うと、迎えに行っちゃうかなという想像はするんですが、利用者の安全を確保するために、例えばP L A N T－5やコンビニ、公共施設の敷地内への停留所設置というのはできるのか、もしできるとすれば検討とかできないか、考え伺います。

○議長（館下憲一） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 9番議員さんにお答えいたします。

公共施設やP L A N T－5とか、そういったショッピングセンターとか明るいところ、こちらを停留所にとということなんですが、停留所を変更しますと、公共交通会議にももちろん諮りますし、あと運輸局への届出も必要となってきますし、時間内に運行できなくなる可能性がありますので、そちらのほうは、こういった話もあるということで次回開催の会議のほうに議題としてのせながら、委員さんのほうで協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 総務文教常任委員会とか議員全員で勉強会したときも、やっぱりバス停に駐車場がないからという意見交換もしたこともあります。なので、皆さんも自分の子どもに置き換えたときに、自分仕事で迎えに行けない間、雨の間、雨降っているときとか雪のとき、ちょっとP L A N Tで待っててもらえたらとか、ちょっと軒下で待っててもらえたらと考えると、届出とかいろいろ大変かもしれないんですけども、もうちょっと利用者のほうに寄り添って、今度の会議で検討していただければと思います。

バス停なんですけれども、夜は本当に暗いんですね、全然見えなくて。常連さんの中ではもうルール化されているところもあって、さっきのバス停の話、デマンドの停留所の話もありますけれども、バス停もやはりちょっと違っているところもあります。なので、別に変えろとは言わないです。もう常連さんはそこで定着しているので、それはそれでいいです。なので、この人初めてだという人、絶対分かると思うので、そういう方には丁寧に説明を、バス停ここなんだけれども、大丈夫かいと言ってあげたらいいなと思います。

実際、私、これ、言わなくていいですよ。乗って、「このバス停に行きたいんですけど」と、「違う、そっちだ」と言われて、「いやいや、ここにこう書いてあるから、こっちです」と言ったんですけども、最終的には、「ここで、こういう場所だばい」と言われたから、「そこでいいです」と言いました。なので、運転手さんに言わなくていいです、そういう指導をしてもらえばいいだけで。初めて来た人には、やっぱり乗る場所のバス停が決まっているから、そういう対応をちゃんとしてくださいねというのがあったらいいなと思いました。本当にこれ調査していくと、運転手さんのことにもかかっちゃうんで、すごくつらいんですよ。なので、そこをうまく迷惑かけないような形で検証していただきたいなと思っております。

例えば、あとは、帰りはもう本当に乗っていない、資料頂きましたけれども、ゼロ

という日が本当に何日もあって、だったら帰りこそ予約制にできないのかななんて思ったんですが、デマンドと同じように、当日の何時間前までに、帰り必ず乗りますよみたいな予約制とかは考えられないのでしょうか。

○議長（館下憲一） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 9番議員さんに対してお答えいたします。

こちらの通勤通学バスについては、以前運行しておりました広域生活バス、こちらの代替路線となっております。

ですので、あくまでも、タクシーで運行しておりますが、路線バスという考えの下、運行しておりますので、ご了解いただければと思います。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） であれば、利用客をどうにかして増やすしかないんだろうなと思います。

あと、土日の運行はさっき部長からもお話しいただきましたので大丈夫なんですけど、次に、デマンドタクシーでは、要介護者、要支援者、障害のある方の運賃は無料です。通勤通学バスは、100円頂いております。通常料金の200円の半分とはなっているんですけども、通勤通学バスで同じように検討できないのか。

広域の代わりに路線バスだと言われてしまえばそうなんですけれども、見た目は一緒ですし、たまちゃんタクシーなのか通勤通学バスなのかということもあるんですけど、ぜひその辺をどういうふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

ただいま答弁しました、議員さんからもございましたとおり、従来の広域生活バスの代替路線として開始した経緯につきましては、ご了解いただいているかと思っております。それに伴いまして、料金につきましても継承した運用となっております。

こうした実態もございますので、こういった件も含めまして、今月中旬に利用者へアンケート調査を予定しております。その他の件も含めまして、公共交通会議の中でそちらにつきましては検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） ご検討のほうよろしく願いいたします。

通勤通学バスですけれども、高校生の利用促進という観点から、回数券ではなく割引制度や定期券の購入など、料金面での支援について検討する考えはあるか伺います。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

現在につきましては、現金での支払いか、車内で販売している回数券での支払いとなっております。回数券につきましては、今年度延べ21名の方が購入しております。現在2,000円で11枚つづりのものを発行している状況です。

例えば、割引制度としまして、回数券の価格を据置きで枚数を増やす方法であった

り、ただ、定期券につきましては、価格設定の問題、それから発行手続の問題等、少しハードルが高い面もございますので、ご質問の内容につきまして、今後の利用者アンケートの調査結果も踏まえながら、同じく公共交通会議の中で検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） まずは利用してもらおう。収入を上げるではなくて、まず利用してもらおうことが先なのかなと思っています。特に大山については、今まで通勤通学バスとか広域のバス走っていたということ知らなかった人が多いので、周知させるまでには時間がかかると思います。

高校生に、通勤通学バスとデマンドタクシー、両方で使える意味での定期券があったらいいなと思っていて、もし万が一、今日は乗れそうと思ったら通勤通学バスに気軽に乗ってもらえるし、あとはデマンドタクシーとかだと、テスト期間、早いときに、高校生なのでアプリ入力して帰ってこられるんじゃないかなと思うので、そういう意味で、まずは高校生をつかまえてって失礼だけれども、キャッチして、高校生にどんどん発信してもらって、まず高校生の利用を増やしてもらおうのがいいんじゃないかなと思っているんですが、そういう意味での気軽に使ってもらえる定期券を検討していただきたいなと思ったので、ぜひ、答弁求めませんので、検討していただけたらと思います。

それから、車内の雰囲気づくり、どうしても高校生とか、私たちみたいにおばちゃんじゃないので、運転手さんと2人きりになったときの雰囲気がちょっと耐えられないかなという方もいらっしやっみたいで、その後使わなくなっちゃったなんていう話も、運転手さんが悪いとかじゃないんですよ。恥ずかしがり屋なのか、それか分からないんですけども、そのときに、タブレットとかテレビモニターを運転席、助手席なんかの後ろに置いておいて、そこに利用料金だったりルールだったり、もしくは、できるかどうか分からないですけども、時間帯によっては、高校生向けの、若い子たち向けの情報を流したり、デマンドタクシーで高齢者が多い時間帯には、そういう高齢者向けの情報を流したりとか、会話しなくてもそれを見ていればいいなというような、そんなものが設置できないかと思うのですが、考えを伺います。

○議長（館下憲一） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9 番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃるように、確かに乗ってみたいと分からない問題点というか課題というものもございます。

今、一つの例としてご提案いただきました件につきましては、併せて検討のほうをしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） よろしく願いいたします。

次に、遠距離通学となる中学生の安全確保は重要な課題です。先ほども質問ありましたが、スクールバスの制度の今の枠組みにとらわれず、実情に応じた柔軟な支援策について検討する考えを伺いたいんですが、私が聞きたいのは、今まで小学校で使っていた子が使えなくなってしまうというところ、そちらについてなので、新たにルートを増やしてほしいではなくて、今まで使っていたところです。なおかつ、中学校まで行かなくても、近くで降ろしてもらってもいいという声もあります。

ただ、山間部なので、そんなに子どもたちが多いわけではないので、利用者が多いかといったらそうではないかもしれないので、そこはよく考えなければいけないのですが、中学生になると自立登校であったりとか、体力の話ってさっきも言っていましたけれども、それだけで体力とか決まるのかななんて、自立性とかも決まるのかなと思うと、そこは臨機応変に対応してもらえないのかなと思うんですが、考えを伺います。

○議長（館下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 9番議員さんの質問にお答えいたします。

議員にお話ししたことと重複してしまうかもしれませんが、中学校におきましては、以前も答弁しましたが、自立登校を基本としておりますが、現在、通学距離にかかわらず自転車通学を認めている状況でございます。これは、保護者に頼らず、自らの安全を確保しながら登校する経験が成長の過程において重要であるとの教育的観点に基づくものでございます。また、中学校段階では、高校進学後の生活を見据えながら、自らの判断で安全に通学する力を身につける大切な時期であると認識しております。

一方で、遠距離通学となる生徒の安全確保は、極めて重大な課題と認識しております。交通事情や季節的な要因、大雪など、地域の実情を踏まえる必要もあると考えてございます。

したがいまして、昨年の9月の定例議会でも答弁しておりますが、交通安全対策の指導を行いながら、自立登校という基本的な考え方を柱として今後も進めてまいりたいと考えております。ということで、検討については引き続き継続して行っていくと思っております。

以上です。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） そう言われるのは承知で質問いたしました。

なので、先ほども、通学手段と自立性は必ずしも直接関係ないのではないかと。自立性は、家庭、学校生活の中で育つ。徒歩通学とか自転車で育つわけではないという声も専門書などにもあるようですので、その辺も検証されて、本当にこれ、声上げている人、学校終わっちゃいます。なので、ぜひ検討していただきたいと思います。

いろいろ提案してみましたが、住民の足でもある公共交通の利用の実態を丁寧に検証し、より使いやすく持続可能な公共交通へと発展させていくことを期待し、この質問を終わります。

時間食い過ぎちゃったので、次早くいきます。

次、安心して利用できる保育体制について伺います。

すみません、早速間違いで、第五次総合振興計画ではなくて、すみません、第3期大玉村子ども・子育て支援事業計画策定に当たってでした。すみません。

そこで実施した令和6年度の住民アンケートでは、少子化対策として重要なことに、男女がともに仕事や社会参加を中断せずに子育てができる体制整備が挙げられ、子育て支援施策として、仕事と家庭生活の両立支援が上位の意見となっています。核家族化や共働き世帯の増加により、家庭だけで子育てを担うことが難しい時代になっています。だからこそ、本村の保育所における保育体制が子どもと保護者にとって安心してできるものとなっているのかどうか、村の子育ての支援を支える大切な基盤であると考え、質問します。

まず、令和7年度のクラスごと、ひよこさん、1組、2組じゃなくて、ひよことか、りすとか、こねこでいいので、その入所の人数及び合計人数、令和8年度の入所予定の人数を伺います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 9番議員さんにお答えいたします。

ひよことか、りすとか、そういう部分でなくて、令和8年1月末現在の年齢ごとの在籍者数につきましては、零歳児クラスで23人、1歳児クラスで46人、2歳児クラスで61人となっております、合計で130人となっております。

また、令和8年度の入所予定者数は、零歳児で16人、1歳児で54人、2歳児で51人となっております、合計で121人となっております。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 条例上の定員は150名とされていますが、実際的人数は、今聞くと、それを下回る状況で推移しています。入所募集も条例定員を前提として150人で行われていますが、定員に空きがあるのに入所できなかったと保護者の皆さんに誤解を与えないためにも、実態に即した人数へ条例定員を見直す必要があるのではないのでしょうか。

私も知らなくて、入れるはずだよと言っていたら、何か違う定員があるらしく、その辺の村の見解を伺います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 9番議員さんにお答えをいたします。

条例定数は、保育士の配置基準、それから居室面積基準によりまして、現状の規模で算出した最大の入所定員で算出しております。

理論上は受入れ可能ですけれども、職員さんのシフトの関係、それから安全の面も考慮いたしまして、余裕を持った運用をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 余裕を持った運用であれば、面積であったり人員配置であったり

というんだったら、定員減らして広く使ったほうがいいんじゃないのかなと思うんですけども、150人にもし増えちゃったら、それこそ面積とか狭くなってしまおうと思うんですが、理解が違ったらごめんなさい。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 9番議員さんにお答えいたします。

あくまで上限であり、定員を超えることがないように余裕を持った設定をしているものでございます。

以上です。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） じゃ、保護者の方に……でも待機児童のその後にします。すみません。

では、待機児童が生じた場合など今まであったのか、もし待機児童が出た場合、どんな対応を行っているのか伺います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 9番議員さんにお答えいたします。

これまでも空きがないということで入所保留の決定をした例はございます。

保育所に空きがない場合には、村外の保育施設の利用をご案内しております。村外の認可保育所を利用する広域入所制度、それから村独自で行っている村外の保育等を利用した場合にその保育料に対しまして月5万円を上限に交付する村外保育施設利用者交付金交付事業、それから在宅子育て応援奨励金など、そういったものの活用をご案内しているところでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 待機児童が以前あった。そのときには広域の利用をしていただいたり、村外保育施設利用者交付金などであるんですが、これ、定員150人待機、お母さん方に、私たちもこれ説明に困るんですけども、何て言ったらいいんですか。何ていうんだろう、お母さん方に説明できる答弁をお願いします。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 9番議員さんにお答えします。

定数というのは、あくまでも先ほどから言っている上限ですから、130人しか入らないから今年は条例改正して130人にしましょうと、それ1人超したらまた条例改正しなきゃいけないということですので、これ、あくまでも数字上の問題で、150人を超すことはないだろうということで上限をやっていますから、これを変える必要はないということになります。

待機児童ができるのは、ゼロ歳児を預かるのにはスペースがあって、何人しか預かれない。1歳児は何人しか預かれない。例えばゼロ歳の場合は、2人に1人ずつ先生つけなきゃいけないとか。ですから、保育所の運営として、本当に余裕を持って保育所を確保したいんですが、どうしても保育士が集まらないと、急に辞めてしまったと

というような場合に、例えばゼロ歳児全員預かりたくても預かれなかったり、それからあとスペースの問題でゼロ歳児は基準があります、上限が。1歳児も何人まで、2歳児も何人までというふうに、これは一応決めてあるんですね。だから、それを超したときに、あとは、一番はゼロ歳児です。スペースが必要なので、スペースがない場合には、やむなく待機児童が出るということもあるので、総数に対して待機児童というのは関連性がないということになります。

ただ、これは、大玉は子育て支援を村としてやっているの、今、公私連携で社会福祉協議会のほうに運営をお任せしていますが、これしっかりと連携をしながら、待機児童が出ないように、これは対応していかなくちゃならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 総数に対して、決まりがあるのは分かるんですけども、入れなかったお母さん方ってどうしても、じゃ、何で、150人という定数もあると思うんですけども、何であっちの方が入れて、うちは入れないんですかみたいに見えてしまうので、ぜひ、私たちも聞かれたときに、役場に言ってくださいと言うわけにもいかなないので、どうやって説明したらいいのかなという意味で質問させていただきました。

次に、保護者が育児休業に入った場合、兄弟は原則として退所となります。制度上、仕方ないと理解されて、退所されてご協力される方もいらっしゃるれば、他の自治体では退所することなく継続して利用できるから、同様の制度を望む声もあります。

大玉村、無料で見てくれているから、まあ、ありがたいからしょうがないかなというふうにも、いらっしゃるんですが、誰もが納得できるよう、退所を原則としている理由や考え方をお願いします。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 9番議員さんにお答えをいたします。

保育所の入所につきましては、保護者が就労や疾病、出産などによりまして、日中家庭で子どもを保育することができないことが要件となっております。

育児休業・休暇を取得している場合については、大変なご負担を伴うとは承知してございますけれども、家庭での保育が可能であるために、原則兄弟の退所をお願いしているところでございます。

保育を必要としている方に、一人でも多く提供できるよう運用しているものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 保育所を必要としている方ということでご協力をお願いしている、そういう説明ができればいいなと私も思って、今後聞かれたら言いたいと思いません。

次に、保育所及び……（不規則発言あり）だって、ごめんなさい、時間がないのでいきます。また次の機会に。

次に、保育所及びファミリーサポートセンターで実施している一時預かり保育と、令和8年度から導入される誰でも通園制度は、目的や位置づけが異なります。保護者の皆さんがお子さんを預けるときに、どこに預けられるのかとか、どこに預けたらいいのかとか混乱しないようにするために、それぞれの制度をどのように整理して役割分担を図って、それを周知していくのか、令和8年1月には家庭センターが設置されたようですし、そこも含めて、どのように周知を図っていくのかお伺いします。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 9番議員さんにお答えをいたします。

保育所で実施している一時保育、それからファミリーサポートセンターで実施している一時預かりサービスは、保護者の都合や負担軽減を目的としているものに対しまして、こども誰でも通園制度は、ほかの子どもとの交流を通して子どもの育ちや、保育士との相談、助言によりまして保護者の子育てを支援するといった役割を担うこととなります。

それぞれ利用を必要とされる方が混乱することなく必要とするサービスが受けられるように、周知方法など、今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 昨日も、いつから周知するのだみたいなお話があったと思うんですけども、保育所、ファミサポについてはもうある程度決まっていると思いますし、こども家庭センター、こども誰でも通園制度、そちらがきちっと考えられれば、早めに周知はできると思うんですが、いつぐらいを目標に考えていらっしゃいますか。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 現在、こども誰でも通園制度につきましては、事業者の認可手続、それからその他の事務手続を進めております。できれば今月の中旬前にはそういった周知ができればいいかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 先ほどの話にも戻りますけれども、育休中預けられなかった人が、どこに本当に預けたらいいのかというところも悩みどころですし、家で面倒見ているけれども、本当に預けなきゃいけない核家族が増えていますので、ぜひ早めに周知していただきたいと思います。

次に、初めて子育てをする保護者の方にとっては、入所の手続や相談は大きな不安を伴います。特に、最初に相談する役場窓口での対応や説明の分かりやすさは、その後の安心感につながります。プライバシーに配慮した相談場所や保護者に寄り添った対応など、相談環境をどのように充実させていくのか伺います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 9 番議員さんにお答えいたします。

一般的な相談などの際は、福祉課脇のテーブルで対応させていただいておりますけれども、配慮が必要な相談の場合には、個室などの別室で対応してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） 昨日も高齢者のところでもお話ありましたが、受付、あそこまで行くのにめっちゃめっちゃ緊張するし、行きづらいんですね。ましてや、個人情報話しているのを聞き耳立てられているんじゃないかなと思うと、すごく行きづらいと思います。きちっと対応してくださっていると思いますけれども、そういう状態でやはり事務的な対応とかになってしまうとどんどん不安になっていくと思うんですね。なので、やはりちゃんとした場所。

あとは、どこに相談に行ったらいいのか、今、私たちも混乱しています。役場の福祉課なのか、包括なのか、保健センターなのか、令和 8 年からこども家庭センター設置されたんだとか思うと、どこが窓口なのかとも思うので、その辺しっかり進めていただきたいと思うんですが、改めて、子育て支援センターができるまでの間の対応ってどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 入所の関係については、当然、福祉課です。それから、子育て支援センターでは、その対応は今のところする予定はありません。あくまでもこれは福祉課のほうで事務処理としてやるということになります。

以上です。

○議長（館下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） であれば、きちっと相談がしやすい窓口をちゃんと PR するなり、看板置くなり作るなり、そういう場所をつくっていただきたいと思います。

子育てに関する情報って、今のお母さんたちってインターネットですごく情報収集してきます。なので、それでも分からなければ専門のところに行けば分かると思って行っているようですので、皆さんも大変だと思いますが、私たちの頃と子育てのやり方が違うので私も何とも言えないんですが、十分対応のほう、あとよろしく願いいたします。

それから、次、保育所のテラスは、子どもたちの靴を置き、保護者が送迎時に日々利用している場所です。雨天時に雨が吹き込み、子どもたちが安全に靴の履き替えを行い、保護者が安心して送迎できる環境を整えるのはとても大切だと考えます。今後どのように改善を図っていくか、考えを伺います。

私が 2 年前見学に行ったときも、同じことで困っていました。保育所は平成 5 年に開設されてから 33 年経過していると思います。保育士の皆さんの工夫で安全な保育が図られるよう努めている場所も見受けられますが、公私連携型保育所へ移行したことで、民間保育所を対象とした施設整備や修繕に関する補助制度を活用できる可能性

も広がったと思います。とにかく、少しずつでもいいんですが、改善は図られないのか、考えを伺います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 9番議員さんにお答えいたします。

保育所のテラスの部分につきましては、屋根はあるものの、建物の外にございまして、雨や雪が降ると吹き込んでくる状態となっております。改善するには何らかの仕切りなどを設置する方法が考えられますが、保育所とも今後協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 多分、保育所からもいっぱい要望出ているかもしれないですし、保護者の方からも声が上がっているかもしれません。ぜひ、せっかく公私連携なりましたので、何か手だてを考えていただければと思います。

とても早口で申し訳ございませんでした。

今回の質問、私、日々の活動の中で、子育て世代のお母さんとかおばあちゃん世代の方まで様々な声を寄せられているんですが、どれも大切な声で、立場によって感じ方も違うので、簡単に結論が出せなくて、すごく、その場で十分なお答えできませんというふうにしています。今回は、その中でも制度的なものであったり、聞きやすいものだけ、私たちが聞かれたときに説明したい、できるようなものの質問にさせていただきました。もうちょっと自分でも勉強を深めて、また違った視点で保育関係については質問していきたいと思います。

大玉に住んでよかったと思える村づくりにつながることを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。すみません、ありがとうございました。

○議長（館下憲一） 以上で、9番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午後0時04分）

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 日程第2、議案第3号「おおたまみらい人材定着奨学金基金条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。10番。

○10番（須藤軍蔵） この件については、今年いっぱい、結局、制定するまでの様々な資料とか、そういうものをやるというようなことですが、我々も去年ですか、西郷に行ってきましたが、今、行かなくても何ぼでも資料は取れる時代ですが、やはり直接そういうところに出向いて、いろいろご意見伺うというのは、やっぱり肌で感じられ、いろいろですので、ぜひ取り組んでいただきたい。

西郷、今度新しく庁舎できて、そこさも、ちょっとせつかくの機会だから入ってきたりして、あと銀行とかタクシー会社とかコンビニとか様々な場所から事情を聞いているんですね、いろいろそういう制定するについての参考意見。だから、やっぱり大玉村でも、ぜひそういうものも含めて、できた時にいろいろ、質問を受けて、この次やるときは、そのようなことを参考にしますなどという答弁でないような、しっかりしたものを検討して提出されるようお願いをしたいと思います。

これは要望だけしておきます。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。1番。

○1番（三瓶賢一） この基金の創設に当たっては、当初1,000万円ほどの寄附があったという話がありました。どなたがどんな形で寄附されたのか、それについて伺います。

○議長（館下憲一） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 1番議員さんにお答えいたします。

こちらの寄附金1,000万円につきましては、大玉村出身で関東に在住の方、年齢は70代の方なんです、こちらの方がお亡くなりになり、その方の遺言を執行された方、遺言執行者、そちらの方が遺言を受けたときに、生まれ故郷である大玉村に自分の財産の中から1,000万円を寄附してください、あとその他についてはどこどこに寄附、どこどこに寄附、そういった形で書いてあったものですから、そちらの遺言執行者の方が大玉村に1,000万円を振り込んできたという経過がございます。以上です。

○議長（館下憲一） 1番。

○1番（三瓶賢一） 大変ありがたい話で、こういったことは伺いましたけれども、これに続くような方々が出てくれば本当にありがたい話だと思っております。いろんな場面で、寄附をされた方々が広報おおたまに掲載することがありますが、そういったことも含めて、何らかの形で告知できればありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第3、議案第4号「大玉村手話言語条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番(武田悦子) このたび、この手話言語条例が制定されるということで、大変よかったなというふうに考えております。

障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例と併せて、いろいろな形で取組が進んでいくのかなというふうに思っている反面、この共に生きる条例の関係でも同じですが、具体的にどういうことが進められているのか。それぞれの村の責務、住民の責務、事業者の役割というのを共に生きる条例でも明記されておりますが、特に、この村における役割が重要だというふうにも考えております。

この中には、手話を学ぶ機会の確保等々という文言もございます。この点について、子どもたちも含めた小さな頃から手話に触れる機会なりなんなりというのをつくるということも重要かというふうにも思っております。

あとは、福島民報だと月に何回か、地方版のところに手話の記事が掲載されているんですね。ああいう形で広報を利用して手話を広めるなどということも考えられるのかなというふうにも思っているところなんですけど、この辺についてはどのような取組を進める考えなのか伺いたいと思います。

○議長(館下憲一) 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長(安田春好) 本条例につきましては、手話を言語と位置づけることによりまして、住民はもとより、行政や事業所がそれぞれ役割におきまして様々な情報提供に手話による対応が求められるということで、手話を必要とする方々が安心して暮らせる環境の整備が進むものと考えております。

具体的には、例えば、学校における手話教室の実施ですとか、行政や事業所等における手話によるサービスの提供、また、一般の方を対象とした手話講座の開催や職員の研修の実施、それにはただいま議員さんがお話しになったような広報おたまへの手話の掲載、こちらは考えておったんですけども、そういったものを今後積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(館下憲一) 11番。

○11番(武田悦子) 今、いろいろな形で検討しているというお話ございましたが、まず一番初めにどこから進めていくのか、それがもう決定しているのかいないのか、これから検討されるのか、併せて伺いたいと思います。

○議長(館下憲一) 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長(安田春好) 11番議員さんにお答えいたします。

これからの事業の実施でございますが、とっそく、一般の方を対象とした手話講座の開催などを検討してまいりたいと思います。また、先ほど申し上げました広報への掲載、こちらもすぐに実施してまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。7番。

○7番（松本 昇） 手話通訳なんですけど、現在、村には手話のできる人は何人くらいいるのか、あと職員の中でも手話で会話できるとか、そういう資格のある人がいるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 7番議員さんにお答えをいたします。

村内で手話通訳ができる方ということにつきましては、はっきりした人数は把握してございません。また、村の職員の中で手話通訳ができる職員というのも把握してございません。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 7番。

○7番（松本 昇） そういう状態では、これ、つまりくともありますので、早急に職員の中からも、そういう講習を受けたり、資格を、資格があるんだか何だか分からないですが、そういう勉強会を多く設けてもらって、一人でも多く手話できるような、そういう体制を整えてもらえればありがたいと思います。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 今、手話のお話、手話通訳士等々のお話ございました。なかなか手話通訳の資格を取るというのは難しい資格なんですね。なので、今現在は二本松のほうから要請があるたびに派遣していただいている状況なのかなというふうには思っているんですが、窓口でこの間、手話が必要な場合、いろいろなやり方で、手話だけではなくて、それこそ今タブレットなりなんなりを使った、そういうものもされていると思うんですけども、この言語を保障するという意味で、いろいろな、今、形があるんですね。よく分からないんですが、いろんなやり方があるそうなんです。

なので、その辺も研究しながら、窓口職員の皆さんは、異動になればまた新しい人が一から手話を覚えるではちょっと間に合わない場合もあるので、もちろん職員の皆さんにも簡単な手話は覚えていただきたいと思いますが、どこの窓口でも困らないような、福祉課の窓口だけではなくて、手話を必要とされる方は、庁舎内、役場内、どこの窓口でも必要とされる方いらっしゃると思うんですね。そういう場合に対応できるような、機械上でできるようなもの、今ございますので、そういうのも検討していただきたいなというふうに思うんですが、考えを伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

現在、窓口のほうでは、筆記といいますか、書いて会話をするような形で情報共有しているところがございますけれども、今後は、職員の職員研修の実施ですとか、た

だいま議員さん言われました、そういった機械などにつきましても検討して、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第4、議案第5号「大玉村工場等立地促進条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（武田悦子） この条例、指定区域に工場等を設置する、移転するなりした場合の固定資産税の減免、補助ということですが、ここに書かれている指定区域、第2条の（3）に指定区域とございますが、この指定区域は、ア、イ、ウとございますが、これは今現在はここだよという区域が検討され、考えられていると思うんですけども、それって将来的にはこの指定区域というのは、今の考えている指定区域と、もっと広がっていくとか、変わる可能性というのはあるんでしょうか。今考えている指定区域というのは具体的にどこを指すのか伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（杉原 仁） 11番議員さんにお答えいたします。

まず、この条例で考えています指定区域でございます。

第2条の3号になります。ア、本村の開発による工業団地ということで、今、大型店舗の北側、西側、そこにオーダーメイドの工業団地を予定したいということで、この約15.6ヘクタール。

その次のイ、村の都市計画マスタープランで定める産業集積エリアということで、これは4号沿線の産業集積エリアといったことになります。今ほどの工業団地も4号沿線の中に入ってきますので、その15.6ヘクタールを除くと、大体、今農地とな

っている部分で約30ヘクタールと想定しております。

また、3号のウで、今ほどの工業団地予定地、また産業集積エリア以外の区域として、村長が認める区域といったところで、条例のほうを整理してございます。

今後変わることがあるのかということですが、まずは工業団地予定地、また4号沿線の産業集積エリアに優良企業を一社一社しっかり誘致を図っていききたい、そう考えております。

以上でございます。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。1番。

○1番（三瓶賢一） 何度もこのオーダーメイド方式という言葉が出てきまして、一社一社15.6ヘクタールの中に造っていくという話なんですけど、道路は共有部分で、どんな道路ができるかは分かりませんが、大型車がもちろん通れる道路だとか、そういう環境の整備が先なのか、オーダーメイドと言われる一社一社が同時だとしても、道路はずばっと造らなきゃならないように思うんですね。でないと、絵が描かれないとか、どこにどんな企業が来るか分かりませんけれども、そういったことについては、同時並行じゃなくて、先に道路をずばっと造ることがやっぱり大事かというふうに思うんですけど、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（館下憲一） 都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（杉原 仁） 1番議員さんにお答えいたします。

今、オーダーメイド方式ということで、企業の進出に合わせてそれぞれ造成していくものではありますけど、その15.6ヘクタールに主な幹線道路の位置または調整池の位置、この辺の全体計画ができていないと企業誘致がままならないということで、その基本計画の策定、今年度末、間もなく上がってきますが、その基本計画にのっとなって、今後、道路または調整池等々、しっかりオーダーメイドの、その事業の計画内容に、そことうまく合った形で整備していきたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。3番。

○3番（渡邊初治） この産業集積地区についてですが、つい最近の民報にも出ていたと思うんですけど、運送業の誘致について、大分優遇されるような、国土交通省で考えているようなのですが、村としてそういう情報について把握しているかどうかお伺いいたします。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 3番議員さんにお答えします。

国のほうでは運転手の働き方改革ということで、250キロとかを超すと日帰りができない、もしくは2人体制になるということで、中継拠点を設けたいと。既に関西のほうに行くには浜松にそういう中継拠点がありますが、東北にはまだないということで、国のほうは200キロから300キロ圏内に、東京から、物流拠点を整備したいという方針を2年前ぐらいに打ち出しをしました。

大玉村は、ちょうど東京から250キロと適地で、住宅もないので24時間運用も

支障ないだろうということで、既に1年前に国土交通省のほうに行って手を挙げてまいりました。もしやる場合は、大玉が可能であれば、大玉にそれを誘致したいということでしたが、その時点ではまだ細部が決まっていなかつた。実際、誘致じゃなくて村が設置するんだということも分かりまして、その辺も含めて、今回、国のほうはある程度の方針が決まったということで、細部についてはまだ決定しておりませんので、それを受けて、再度、国土交通省のほうに話をしていきたいなど。できれば物流拠点を大玉に造って、そうすると、お互いに両方から来た運転手が日帰りができるとか、そういうことで、スマートインターチェンジの活用にも非常に有効だということもありますので、これは可能であれば進めてまいりたい、設置していきたいと考えています。

以上です。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第5、議案第6号「大玉村行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第6、議案第7号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第7、議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第8、議案第9号「大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。10番。

○10番(須藤軍蔵) この条例、そもそもの話でございますけれども、子ども・子育て

支援事業、これそのものは重要な中身でありますので当然問題はありますが、この財源の確保、それは税を取る事業からすれば、俺は本末転倒な取り方だと思うんですね、国保から取るというのは。

これは、基本的には反対するくらいの内容なんですけれども、国で決まっているからしようがないと言えましょうがないのだけれども、国の財政あるいは税制そのものを抜本的に変えるとか、あるいは支出の項目をもっと見直して、そこから財源を生み出して、ここに充てるとかというのが、やっぱり国の責任の本来の目的だと思うんですね。それ、国民健康保険など、これ社会保障、いわゆる医療費とか健康を守るところから税金を取るというのは本末転倒だというふうに思うんですね。

そういう点では、そういうことはやめたほうがいいんじゃないかということ村長としては国に意見言うべきだというふうに思うんですね。まず、それが一つ。それをどう考えているか。

それから、これ、国保、ずっとこの条例読めば読むほど何だか分からなくなってくるんですね、難しく、正直に言うと。

例えば、18歳未満は、銭払いようないから、免除すると書いてあって、今度、次の段には、その分、例えば60円なら60円ですね、それを今度、後期高齢者もその割合のうちで負担してくださいよと、こういうずっと区分に応じてなっているんですね。それがこの条例。

社会保険もいろいろあって、皆さんが入っている、働いている皆さんのものは比較的、比較的と言っては失礼ですけども、案外簡単なのね、頂いちゃう。

国保は、これ今だけでも3つあるんですね。本人の分の医療費分、後期高齢、介護保険、そういうもの様々分かれていて、最後、後期高齢者からも頂きますよというお話ですけども、これは本算定は7月かな、実施は。本当にやるのは6月にかかるんだと思うんだけど、詳しくは、それまでに、これ、理解をいただく、国保に入っている人に。特別徴収で取っちゃうんだから、分からない部分もあるんですけども、普通徴収なんてはそうはいかないんだよね。そこから辺までどうやって分かってもらえるかという、この加入者に対する周知等々についての何か方策を、渋々ながらもやらざるを得ないんだとすれば、そういう方法をどういうふうに構築していくかということがあれば、それらについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えをします。

国の制度ですので、大玉だけやらないということは法的にはできないということもまず。

それから、本音を言えば、本当に十分に審議したのかというところは、我々にもあります。これは国保だけではなくて、いろいろ基準がありますが、全国民、社保に入っている人までも全部取ると。ですから、日本の子育ては、全国民が負担をするんだということの趣旨になります。

ただ、国保の方は非常に収入が全般的に大変な中でまた負担が増えるということに

については、これも大変だなというふうに感じておりますが、これは何ともやむを得ないということで、粛々と進めていくしかないのかなというふうに感じます。

あと、周知については、当然国保税の周知とか何かもありますので、それだけではなくて社保の方たちも同じような負担をするようになりますので、それも併せて広報等で、こういう制度ができて、負担がありますよということをお知らせしていきたいということと、国のほうも、多分頂くからにはそれなりの周知には努めるだろうというふうには感じておりますので、納得して納めていただけるかどうかはちょっと疑問な点も、難しいところもあると思いますが、これは粛々と進めざるを得ないということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。10番。

○10番（須藤軍蔵） 例えば具体的にということとは、これ読んだだけでは、この条例ずっと読んでいくと分からなくなっちゃうんで、それを簡単に言うとかいうことだよというような、そういうものも必要だろうという意味での、税務課等々で頭絞ってくれると思うんで、そこら辺が何か考えているとすればお聞きしたいなど、その一端だけでも聞きたいなと思ったものですから。

○議長（館下憲一） 税務課長。

○税務課長（三瓶隆弘） 10番議員さんにお答えいたします。

貴重なご意見、ありがとうございます。

私どものほうでも、当然ながら税金をお願いする立場にあるわけですし、皆さんにもすんなり税金納付していただけるよう努めてまいりたいと思っております。最低でも、オリジナルのチラシだけでも作成しながら、説明のほうに努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 今回の改正では、子ども・子育て給付金という名前でしたっけ、子ども・子育て支援納付金、18歳未満の分は、ほかの皆さんにかぶせる。これ、18歳未満の今現在加入している村内の人数というのは分かるんでしょうか。国保です。

○議長（館下憲一） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田 敏） 11番議員さんにお答えします。

2月末の現在になります。今回18歳以下の対象者人数は76名となっております。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思っております。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第9、議案第10号「大玉村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。1番。

○1番(三瓶賢一) この大玉村の道路占用料徴収、私も聞き慣れない言葉で、こういうふうなことだったんだなということが分かりましたが、これは見ると平成13年ですから25年ぶりということになります。

この間、ずっと同じ条件できたということなんでしょうけれども、今回この値上げになるということに対して、比較してみると約2割ほど上がっている、約20%ですか、値上げになっているようです。

村ではどれだけのこういった電柱があって、どのぐらいの料金が増えるのかと、下世話ですが、大変な数、金額だと思ったものですから確認したいと思ひまして、質問しました。お願いします。

○議長(館下憲一) 建設課長。

○建設課長(遠藤義紀) 1番議員さんにお答えを申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、このたび2割前後、大体料金のほうが加算されてございます。

全体的にどの程度徴収料が上がるかということですが、現在手持ちの資料ございませんので、後ほど確認した上でご回答申し上げます。

以上です。

○議長(館下憲一) ほかにございませんか。1番。

○1番(三瓶賢一) それじゃ、あつた時点でまたお願いしたいというふうに思います。

それで、お願いなんです、先ほども新しい道路造りの話をしました、スマートインターに關した。新しい道路を造るときに電柱を立てますが、大玉村のやっぱり象徴といひますか、安達太良山が見えるように、常々思っていることですが、電柱を立てるならば、道路を走っていて安達太良山が見える側には電柱は立てないというような、立っているのは仕方ないんです。ただ、本宮からずっと上がってくると、道路の右側に電柱が立っているんですね。それは歩道が右側にあるということもありますが、安達太良山がよく見えないんですよ、電柱と電線で。

なので、景観を考えるならば、こういったお金頂けるものはありがたいんですが、電柱を立てるときには、安達太良山側には電柱を立てないという、今後の話にと思ったものですから、そういったことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時08分）